

	充当事業	寄附金受領日	合計 / 寄附金額
1	高齢者福祉・地域福祉推進事業（人材派遣型）	2025年3月17日	5,900,000
2	公共施設予約オンライン化プロジェクト	2024年9月27日	200,000
3		2024年10月28日	
4	スマートフォンを活用して実現する「行かない・書かない市役所」プロジェクト	2025年3月10日	100,000
5	花火大会支援プロジェクト	2024年6月28日	200,000
6		2024年7月29日	
7	「鴨のまち小郡」推進プロジェクト	2024年9月30日	5,000,000
8	窓口改善プロジェクト	2025年3月12日	100,000
9	こども広場整備プロジェクト	2024年7月26日	512,600
10		2024年7月31日	
12	小郡寺子屋「志学舎」プロジェクト	2024年5月23日	700,000
13		2024年8月9日	
14		2024年9月4日	
15		2024年9月25日	
16		2024年9月25日	
17	放課後児童クラブ施設整備プロジェクト	2024年9月25日	400,000
18		2024年11月11日	
19	小郡市立小・中学校大型提示装置整備プロジェクト	2024年11月29日	100,000
20	民学連携（ロボット活用）プログラミング支援プロジェクト	2024年8月20日	300,000
21	統合型校務支援システム活用プロジェクト	2024年8月19日	200,000
22	古建築整備プロジェクト	2024年6月18日	300,000
23		2024年7月9日	
24		2024年7月31日	
25	野田宇太郎没後40年記念プロジェクト	2024年7月26日	200,000
26	道路照明灯設置プロジェクト	2025年1月31日	800,000
27		2025年3月21日	
	15事業(25社)		15,012,600

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

※ 令和7年度税制改正において、制度改善策を講じることを前提に、適用期限を3年間（令和9年度まで）延長

制度のポイント

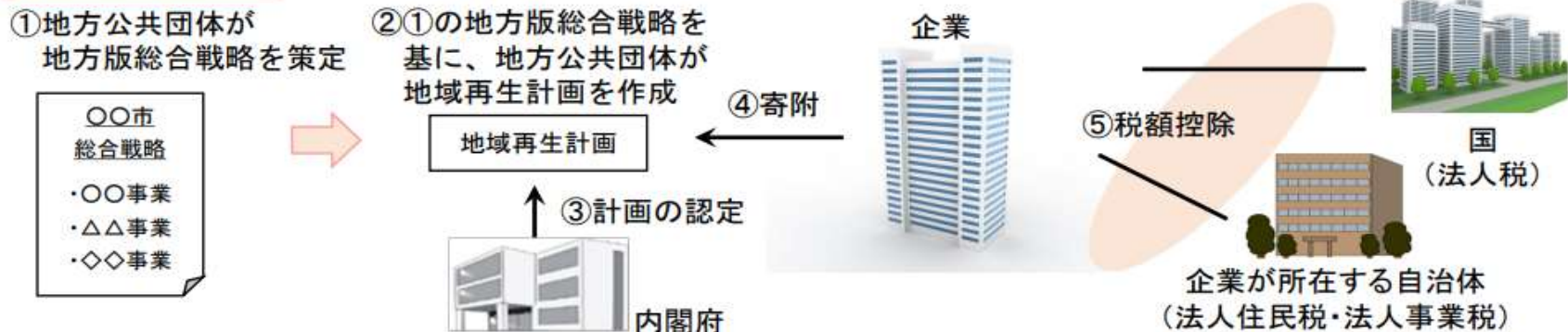
- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
 - ※ 地方公共団体のホームページ・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約などは問題ありません。
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
 - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ①不交付団体である東京都
 - ②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,491市町村(令和7年4月1日時点)